

令和5年 第7回沼田町議会臨時会 会議録

令和 5年11月30日(木)
午後 4時00分 開 会

1. 出席議員

議 長	10番	小 峯	聡	議員	1番	畑 地	誉	議員
	2番	篠 原	暁	議員	3番	鶉 野	範 之	議員
	4番	久 保	元 宏	議員	6番	伊 藤	淳	議員
	8番	大 沼	恒 雄	議員	9番	上 野	敏 夫	議員

2. 欠席議員 5番 三 浦 実 希 議員 7番 長 野 時 敏 議員

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名
町 長 横 山 茂 君 教育長 三 浦 剛 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	菅 原 秀 史 君	総務財政課長	村 中 博 隆 君
産業創出課長	小 玉 好 紀 君	農業推進課長	前 田 昌 清 君
住民生活課長	嶋 田 英 樹 君	建設課長	瀧 本 周 三 君
保健福祉課長	按 田 義 輝 君	和風園園長	安 念 昌 典 君
旭寿園園長	荒 川 幸 太 君	会計管理者	黒 田 美 和 君

5. 教育委員会教育長の委任を受けて出席した説明員

教育課長 赤 井 圭 二 君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 亀 谷 良 宏 君 書 記 中 山 裕 樹 君

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名 会期の決定
議案第61号	町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第62号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第63号	沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を 改正する条例について
議案第64号	令和5年度沼田町一般会計補正予算について
議案第65号	令和5年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第66号	令和5年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第67号	令和5年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算につい て
議案第68号	令和5年度沼田町介護保険特別会計補正予算について
議案第69号	令和5年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について
議案第70号	令和5年度沼田町水道事業会計補正予算について

(開 会 宣 言)

○議長（小峯聡議長）只今から令和5年第7回沼田町議会臨時会を開会します。只今の出席議員数は8人です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会 議 録 署 名 議 員 の 指 名)

○議長（小峯聡議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番、久保議員、6番、伊藤議員を指名いたします。

(会 期 の 決 定)

○議長（小峯聡議長）日程第2、会期の決定を議題といたします。会期につきましては、本臨時会の会期は本日1日間にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決定しました。

(一 般 議 案)

○議長（小峯聡議長）日程第3、議案第61号、町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）はい。

○議長（小峯聡議長）総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）議案第61号、町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を提出する。令和5年11月30日提出。町長名でございます。町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。条文の朗読を省略させていただきまして、提案理由を説明させていただきます。令和5年国家公務員の給与に関しまして、官民格差を是正することといたしました人事院勧告において、勧告に沿って給与改定等を実施することとした改正給与法が11月17日に参議院本会議において可決され成立いたしました。沼田町におきましても、人事院勧告に準拠いたしまして、他町の動向を踏まえ職員の給与条例の改正を提案するものでございます。改正の内容につきましては、会議資料の02番、R5給与改正概要の方で説明をさせていた

だきたいと思います。上段（１）、給料表の改正でございますが、初任給については、一般職試験に係る大卒程度１万１，０００円、高卒程度を１万２，０００円引き上げ、初任給をはじめ、若年層に重点を置きそこから改定率を低減させる形で全階級号俸が引き上げ改定されることから給料表を改正するものでございます。次に（２）、期末勤勉手当の改正でございますが、年間支給月数４．４ヶ月を０．１ヶ月分引き上げ、４．５ヶ月分に改正するものでございます。一般行政職をご覧いただきたいと思います。令和５年度分の支給につきましては１２月期の期末勤勉手当においてそれぞれ０．０５ヶ月分を引き上げることとし、令和６年度以降につきましては６月・１２月に支給する期末勤勉手当をそれぞれ０．０２５ヶ月引き上げるものでございます。１ページ進んでいただきまして、下段のその他定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員でございますが、年間支給月数２．３ヶ月を０．０５ヶ月分引き上げ、２．３５ヶ月分に改正し、１２月期の期末勤勉手当においてはそれぞれ０．０２５ヶ月分を引き上げることとし、令和６年度以降につきましては６月・１２月に支給する期末勤勉手当をそれぞれ０．０１２５ヶ月分引き上げるものが主な改正内容でございます。この条例は公布の日から施行し、第２条の規定は令和６年４月１日から施行するものであります。また、給料表の改正に伴う実施時期は令和５年４月まで遡ることとし、既に支給されたものは給与の内払いとみなし、後日差額を支給することとしております。以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第６１号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第６１号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第4、議案第62号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）議案第62号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を提出する。令和5年11月30日提出。町長名でございます。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。条文の朗読を省略させていただきまして、提案理由を説明させていただきます。特別職の期末手当の年間支給月数につきましては、職員に準じ支給月数の改正を実施していることから、年間支給月数4.4ヶ月分を0.1ヶ月分引き上げ、4.5ヶ月分とする改正であり、給与改正概要、特別職に記載してございますが、令和5年度分の改正につきましては12月期の手当において0.1ヶ月分を引き上げることとし、令和6年度以降につきましては6月・12月に支給する期末手当をそれぞれ2.25ヶ月分とする改正条例でございます。なお、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は令和6年4月1日から施行するものであります。以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第62号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第5、議案第63号、沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）議案第63号、沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を提出する。令和5年11月30日提出。町長名でございます。沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。条文の朗読を省略させていただきまして、提案理由を説明させていただきます。今回の改正につきましては、期末手当について職員及び特別職と同様に0.1ヶ月分を引き上げ、支給月数を4.5ヶ月分とするものでございまして、給与改正概要、議会議員に記載のとおりでございます。なお、この条例は公布の日から施行するものであります。以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第63号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第6、議案第64号、令和5年度沼田町一般会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）議案第64号、令和5年度沼田町一般会計補正予算について。令和5年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和5年11月30日提出。町長名でございます。会議資料の03、令和5年度沼田町一般会計補正予算（第4号）2ページをお開き願いたいと思います。令和5年度沼田町一般会計補正予算（第4号）。令和5年度沼田町の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条。歳入歳出予算

の総額に歳入歳出それぞれ4,990万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億1,895万9,000円と定める。2項省略させていただきます。令和5年11月30日提出。町長名でございます。8ページをお開き願いたいと思います。歳出でございます。1款議会費、1項1目議会費、3節職員手当等19万5,000円の増額補正は、期末手当について職員、特別職と同様に0.1ヶ月分を引き上げることにより、不足する額を増額計上してございます。2款総務費、1項10目振興費、ほたる学習館費であります。職員手当等不足することから予算を組み替えるものであります。26目物価高騰対策事業費1,494万2,000円を増額補正計上するものですが、物価高騰による消費低迷と経済活動の停滞が危惧されることから、町民の生活を直接支援するために、町民1人当たり5,000円の元気応援商品券を配付することとし、必要となる所要額をそれぞれ予算計上しております。財源は一般財源を充当することとしておりますが、国からの臨時交付金の額が確定した段階で財源充当させていただくこととしてございます。3款民生費、1項1目社会福祉総務費、18節負担金補助及び交付金、高齢者世帯等福祉灯油支給事業補助金270万円を補正計上するものですが、昨今の燃料費の高騰を鑑み、町民税非課税世帯、均等割のみ課税世帯で、公共料金の滞納等がない高齢者世帯等に対し、12月1日現在の実勢価格100リットル分を助成するものとして計上いたしております。財源として、道費、地域づくり総合交付金50万円を計上いたしております。2目高齢者福祉費、27節繰出金、養護老人ホーム特別会計繰出金50万円の増額補正ですが、物価高騰対策事業でご説明いたしましたが、町民の生活支援策として元気応援商品券を配布することとしておりますが、施設入所者の方に対しては食による楽しみを提供することとし、養護老人ホーム特別会計へ繰出すものであります。9ページを開きください。3目介護支援費、27節繰出金48万9,000円の増額補正です。介護保険特別会計繰出金4万4,000円の増額は、人事院勧告による給与等の改定に伴う増額分を繰出すものでございます。特別養護老人ホーム特別会計及び高齢者グループホーム特別会計は和風園同様繰出を行うものであります。4款衛生費、3項1目上下水道施設費、27節繰出金6万5,000円の増額補正ですが、人事院勧告により給与等の改定に伴う増額分を繰出すものでございます。6款農林水産業費、1項6目農業総合対策費、18節負担金補助及び交付金、沼田町農業経営継続支援事業補助金1,859万2,000円を補正計上するものですが、異常気象ともいえる高温や大雨、強風の影響が重なり、収量及び品質ともに平年を下回る見込みであることから、減収対策として農業経営継続に向けた支援費用を予算計上してございます。7款商工費、1項1目商工業振興費、18節負担金補助及び交付金、エネルギー価格物価高騰対策事業継続補助金830万円の補正計上ですが、エネルギー価格及び物価高騰の影響を受

けている町内商工業者の負担を緩和し経営継続を支援することを目的として商工業者に補助する費用を予算計上してございます。8款土木費、4項1目公共下水道費、27節繰出金1万3,000円の増額補正ですが、人事院勧告による給与等の改正に伴う増額分を繰出すものでございます。10ページをお開きください。5項1目住宅管理費、10節需要費150万円の増額補正は、長期入居者の退居や突発的な公営住宅の修繕がかさみ今後の修繕費用に不足が生じることから、修繕料を増額補正させていただくものでございます。財源は公営住宅使用料を補正額と同額で計上してございます。11款公債費、1項1目元金、財源振替するものですが、公営住宅使用料を長期債元金に充当しておりますが、8款土木費でご説明いたしました公営住宅修繕料の財源とすることから振替するものでございます。13款職員費、1項1目職員費261万2,000円の増額補正ですが、期末勤勉手当につきましては、人事院勧告による給与等の改正に伴い手当の増額分を計上しております。住居手当は、公営住宅入居者の家賃改定に伴う手当の増と、出生により児童手当が不足することから増額計上するものでございます。7ページへお戻りください。歳入です。12款地方交付税、1項1目地方交付税4,940万8,000円を増額するものでございます。今回、提案しております歳出予算に地方交付税を増額いたしまして収支の均衡を図ったものでございます。17款道支出金、2項2目民生費道補助金、1節社会福祉費補助金、地域づくり総合交付金50万円の補正増は、歳出3款民生費でご説明いたしました福祉灯油支給事業の財源として歳入するもので、補助限度額を計上してございます。以上、申し上げます、提案説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○9番（上野敏夫議員）はい。

○議長（小峯聡議長）上野議員。

○9番（上野敏夫議員）9番上野です。今の9ページの説明の中で、商工業振興費でエネルギー価格物価高騰ということで、830万円予算あるんですけど、その上の農業総合対策費は、今の説明では干ばつだとか品質低下ということのみの説明だったんですけど、その沼田町の基幹産業のエネルギーと物価高騰というこのことについては文言がないんですけど、そのことについて町長どう思われているか、その辺の説明をお願いいたします

○議長（小峯聡議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）それぞれ含まった中で対策を講じているということでご理解いただければと思います。

○9番（上野敏夫議員）はい。

○議長（小峯聡議長） 上野議員。

○9番（上野敏夫議員） それぞれっていう、私ちょっと理解できないんだけど、農業のエネルギー、電気代とか灯油・軽油、農業経営しているためにそのような価格が高騰している中で、それが一番農家に負担が多いと思うんですけど、その干ばつとかその農家によって品質はそれぞれ農家の管理とかいろんなことによってそれぞれ品質だとか収量だとか、それぞれ多少技術的なものあった中でその差があるんですけど、エネルギー関係、物価高騰関係、これはすごく農家全体には大きな負担になっております。その辺の町長の考えをもう一度お聞かせください。

○町長（横山茂町長） はい、議長。

○議長（小峯聡議長） はい、町長。

○町長（横山茂町長） 農業ばかりじゃなくてね、様々な産業において物価高騰、エネルギーもそうですし、電気もそうです。そういう部分を総合的に判断をしてこの対策を、支援策を講じたということでご理解をいただきたいと思います。

○9番（上野敏夫議員） はい、議長。

○議長（小峯聡議長） 上野議員。

○9番（上野敏夫議員） 総合的な対策、町長の気持ちはわかるけど、農家に反当5000円、この単価では私はね、沼田の農業に対する支援が不足だと私は思っておりますので、町長これで満足されているってことなんですか。どうですか。

○町長（横山茂町長） はい。

○議長（小峯聡議長） はい、町長。

○町長（横山茂町長） 収入でいうね、売上げの減少も当然。それからコスト面でいう燃油・肥料、あるいは資材等々高くなっている。そのことを踏まえて、たくさん出せる状況であるならばそれは実施をしたいなという思いもありますが、これは我が町の財政事情を考えた上で最善の策を講じたというふうに私たちは思っておりますので、少なからず他の町ではこの対策までは講じたような状況を聞いておりませんので、我々としては最善の策を提案をさせていただいたということでご理解をいただければと思います。

○9番（上野敏夫議員） はい、いいです。

○議長（小峯聡議長） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長） ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第64号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長） ご異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長） 日程第7、議案第65号、令和5年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○和風園園長（安念昌典和風園園長） はい。

○議長（小峯聡議長） 和風園長。

○和風園園長（安念昌典和風園園長） 議案第65号、令和5年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。令和5年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和5年11月30日提出。町長名でございます。会議資料4、令和5年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）の2ページをお開きください。令和5年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）。令和5年度沼田町の養護老人ホーム特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ154万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,487万7,000円と定める。2項については省略させていただきます。令和5年11月30日提出。町長名でございます。それでは、今回の補正予算の主な内容についてご説明をいたします。職員の給与条例の一部改正に伴う給与・手当の総額、正規職員1名の退職に伴い、会計年度任用職員の採用を行ったことによる人件費の減額。食材料費の高騰や新型コロナウイルス感染症対策に係る諸経費、それから、食による元気回復事業実施に向けた食糧費の増額を提案させていただくものです。7ページ歳出をご覧ください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費50万9,000円の減額補正でございますが、養護老人ホーム事業、11節役務費30万円の増額につきましては、園内で新型コロナウイルス感染症が発生したことから、感染性廃棄物処理に係るごみ処理手数料でございます。職員人件費など80万9,000円の減額でございますが、退職した職員1名を会計年度任用職員で採用したことから、1節報酬から8節旅費までの年度末実績を見込み減額したものでございます。2款1項1目事業費、10節需用費200万5,000円の増額でございますが、感染症に係るマスクなどの消耗品費55万円、物価高騰に伴う賄材料費100万円、食による元気回復事業に係る50万円をそれぞれ増額し、ご提案さ

せていただくものでございます。6 ページ、歳入をご覧ください。6 款 1 項 1 目一般会計繰入金 5 0 万円の増額につきましては、歳出でご説明をした食による元気回復事業に係る経費を一般会計から繰り入れ、財源とするものでございます。8 款諸収入、1 項 1 目雑入 1 0 4 万 1, 0 0 0 円につきましては、令和 4 年度の緊急時介護人材確保・職場復旧等支援事業道補助金でございまして、追加協議で上乘せされた部分の補正でございます。それを今回、今ご説明しましたコロナ感染対策の経費として財源充当したものでございます。以上でご説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第 6 5 号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第 6 5 号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第 8、議案第 6 6 号、令和 5 年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○旭寿園園長（荒川幸太旭寿園園長）はい。

○議長（小峯聡議長）旭寿園園長。

○旭寿園園長（荒川幸太旭寿園園長）議案第 6 6 号、令和 5 年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について。令和 5 年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出。町長名でございます。会議資料 0 5 番、令和 5 年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第 3 号）の 2 ページをお開き願います。令和 5 年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第 3 号）。令和 5 年度沼田町の特別養護老人ホーム特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第 1 条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 2, 4 8 6 万 3, 0 0 0 円と定める。2 項については省略いたしま

す。令和5年11月30日提出。町長名でございます。それでは今回の補正予算の主な内容についてご説明いたします。職員給与条例の一部改正に伴う人件費整理及び物価高騰支援に関する食の元気回復事業による食糧費の補正予算でございます。7ページ、歳出をお開き願います。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費です。1節報酬265万5,000円の減額につきましては、現在の会計年度任用職員に係る報酬額を整理したもので、2節給料151万円の増額、3節職員手当等114万5,000円の増額につきましては、給与条例の一部改正に伴う職員人件費を整理した予算を計上しております。2款1項1目事業費です。10節需用費40万円の増額につきましては、食による元気回復事業として、入居者や町内業者を利用して提供する食糧費40万円を計上しております。6ページ、歳入をお開き願います。4款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金40万円の増額につきましては、先ほどご説明いたしました需用費を財源とするものでございます。以上、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○6番（伊藤淳議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい、伊藤議員。

○6番（伊藤淳議員）はい。6番伊藤です。ちょっと説明が分かりづらい部分があったので、もう一度ちょっと説明していただきたいと思うんですけども、会計年度任用職員の報酬を整理したというような言い方をされたと思うんですけども、それらと②の給料との関係性というか、そこら辺の話をもう少し説明していただきたいと思います。

○旭寿園園長（荒川幸太旭寿園園長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい、旭寿園園長。

○旭寿園園長（荒川幸太旭寿園園長）はい、先ほどご説明しましたまず報酬の265万5,000円につきましては、当初予算におきまして、この減額分につきましては調理員1名並びに介護職員1名の月給の当初予算を見ておりました。現在この分につきましては、途中からの採用になりまして、その分の整理におきまして、要は現在採用に至った部分の差額、当初予算の差額で補えるものと判断しまして、減額したものでございまして、その他2節並びに3節におきましては会計年度任用職員のものでなくて、職員の今回の給与条例に関する手当並びに給料の増加分の予算計上となっております。以上です。

○6番（伊藤淳議員）はい。

○議長（小峯聡議長）伊藤議員。

○6番（伊藤淳議員）今説明していただいたんですけども、会計年度任用職員の報酬については調理員と介護職員、それを整理したという言葉が使われるんですけども、ちょっとまだ説明がなかなかすっと落ちてこないという部分と、それで会計年度任用職員がいなくなった分が今回の人勧の期末手当とかの上がる分とは別にですよ、別に職員給料とかに関係性があるのかないのかっていう部分がちょっと聞きたかったんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小峯聡議長）はい、副町長。

○副町長（菅原秀史副町長）はい。私の方から説明させていただきたいと思いますが、今回の補正につきましては基本的に正職員の給与の改正の部分を増額と整理をさせていただいております。その中で、財源といいますか、結果として会計年度任用職員の当初持っていた予算、先ほど園長からも説明ありましたが、調理員のもう一人分だとかそのような部分で現在の段階で採用になっていないと、最終的には特別会計ですので、収支の均衡を図るという形で必要分の正職員給与を確保した中で、不要と思われる分の同じ金額を会計年度任用職員の分から減額してプラマイゼロといいますか、人件費の部分の中で整理をさせていただいたということでご理解願えればと思います。

○議長（小峯聡議長）よろしいですか。他に質疑ありませんか。はい、大沼議員。

○8番（大沼恒雄議員）和風園さんでは令和4年度の緊急時介護何たらかんたらというお金が入っているよね。これ旭寿園さんにはこういうお金はあるのかないのか。

○旭寿園園長（荒川幸太旭寿園園長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい、旭寿園園長。

○旭寿園園長（荒川幸太旭寿園園長）補助金に関しては一律でございます。タイミングとしましては、クラスター、その要件が発生した段階の申請段階でございますので、今回旭寿園におきましてはそのタイミングでない状況であります。

○8番（大沼恒雄議員）そういうことね。はい。了解です。

○議長（小峯聡議長）他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第66号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

（一般議案）

○議長（小峯聡議長）日程第9、議案第67号、令和5年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○なごみ施設長（荒川幸太なごみ施設長）はい。

○議長（小峯聡議長）なごみ施設長。

○なごみ施設長（荒川幸太なごみ施設長）議案第67号、令和5年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算について。令和5年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和5年11月30日提出。町長名でございます。会議資料06番、令和5年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算（第4号）の2ページをお開き願います。令和5年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算（第4号）。令和5年度沼田町の高齢者グループホーム特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。
第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,475万8,000円と定める。2項については省略いたします。令和5年11月30日提出。町長名でございます。それでは今回の補正予算の主な内容についてご説明いたします。今回の補正予算につきましては、物価高騰支援に関する食の元気回復事業による食糧費の補正予算でございます。7ページ、歳出をお開き願います。

（「説明省略」の声あり）

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第67号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

(一 般 議 案)

○議長（小峯聡議長）日程第10、議案第68号、令和5年度沼田町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（按田義輝保健福祉課長）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）保健福祉課長。

○保健福祉課長（按田義輝保健福祉課長）議案第68号、令和5年度沼田町介護保険特別会計補正予算について。令和5年度沼田町介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和5年11月30日提出。町長名でございます。別冊の会議資料07番、令和5年度沼田町介護保険特別会計補正予算（第2号）の2ページをお開きください。令和5年度沼田町介護保険特別会計補正予算（第2号）。令和5年度沼田町の介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,278万7,000円と定める。2項については省略させていただきます。令和5年11月30日提出。町長名でございます。今回の補正予算の内容についてご説明いたします。7ページをお開きください。歳出予算ですが、人事院勧告による職員給与条例の改正に伴う給料表及び期末勤勉手当の改正による職員人件費を増額するものでございます。6ページをお開きください。歳入予算でございますけれども、歳出予算に伴う財源といたしまして、一般会計繰入金のうち地域支援事業繰入金を同額計上いたしまして充当するものでございます。以上、内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第68号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

(一 般 議 案)

○議長（小峯聡議長）日程第11、議案第69号、令和5年度沼田町公共下水道特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議長。

○議長（小峯聡議長）建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議案第69号、令和5年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について。令和5年度沼田町公共下水道特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和5年11月30日提出。町長名でございます。会議資料の08、令和5年度沼田町公共下水道特別会計補正予算（第2号）の2ページをご覧ください。令和5年度沼田町公共下水道特別会計補正予算（第2号）。令和5年度沼田町の公共下水道特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,284万9,000円と定める。2項を省略とさせていただきます。令和5年11月30日提出。町長名でございます。今回の主な補正内容につきましては、歳出では給与改定に伴う増額で、給料の今年度末までの見込額に対し不足する額を増額させていただき、歳入において歳出の増額に伴い不足する額を一般会計からの繰入金を増額させていただき、収支の均衡を図ることが主な内容でございます。歳出から説明させていただきます。

(「説明省略」の声あり)

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第69号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

(一 般 議 案)

○議長（小峯聡議長）日程第12、議案第70号、令和5年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議長。

○議長（小峯聡議長）建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議案第70号、令和5年度沼田町水道事業会計補正予算について。令和5年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和5年11月30日提出。町長名でございます。会議資料の09、令和5年度沼田町水道事業会計補正予算（第3号）の3ページをご覧ください。令和5年度沼田町水道事業会計補正予算（第3号）。第1条。令和5年度沼田町の水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。収益的収入及び支出。第2条。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入。第1款事業収益では6万5,000円を増額し、1億5,099万8,000円とし、支出。第1款事業費用では6万5,000円を増額し、1億5,009万9,800円とするものでございます。以下、それぞれお目通しください。他会計からの補助金。第3条。予算第8条本文中、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額6,085万5,000円を6,092万円に改める。令和5年11月30日提出。町長名でございます。今回の主な補正内容につきましては、収益的支出において給与改定に伴う人件費を増額するもので、給料及び期末勤勉手当の今年度末までの見込み額に対し、不足する額を増額させていただくこととともに、収益的収支の均衡を図るため、一般会計からの繰入金を増額計上させていただくことが主な内容でございます。12ページをご覧ください。下段の収益的支出から説明させていただきます。収益的支出。1款水道事業費用、1項4目総係費6万5,000円の増額は、給料及び手当について、給与改定に伴う給料表の切り替えによる増額で今年度末までの見込みに対し不足する額を職員給料で1万5,000円、期末勤勉手当で5万円をそれぞれ増額計上するものでございます。上段の収益的収入について説明させていただきます。収益的収入。1款水道事業収益、2項2目他会計補助金6万5,000千円の増額は、下段の支出でご説明させていただきましたが、収益的収支の均衡を図るため不足する財源の調整として一般会計からの繰入金を増額補正するものでございます。以上、提案の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第70号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

(閉会宣言)

○議長（小峯聡議長）以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。これにて、令和5年第7回沼田町議会臨時会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

午後 4時47分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 小峯 聡

署名議員 久保 元宏

署名議員 伊藤 淳